

令和3年度 介護福祉士修学資金貸付事業の概要

この貸付制度は、介護福祉士の資格取得をめざす学生の修学を支援し、質の高い介護福祉士の養成と確保を図り、県内の福祉サービスの質の向上を目的として、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が、「介護福祉士修学資金貸付要綱」に基づき、養成施設に在学する学生に修学資金を貸付する制度です。

◆実施主体◆

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

◆貸付対象者◆

貸付対象の者は、養成施設卒業（資格取得）後、奈良県内の社会福祉施設等で、介護福祉士として引き続き5年以上介護の業務に従事しようとする意思を有し、下記のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①奈良県内の介護福祉士の養成施設に在学していること。
- ②奈良県内に住民登録していること。

◆募集人員◆

70名程度

◆貸付額等◆

無利息で、正規の修学月数分を上限とし、月額50千円以内です。

さらに、入学準備金として200千円、就職準備金として200千円をそれぞれ加算することが出来ます。

たとえば、介護福祉士の養成施設（2年課程）の学生は、

⑤0千円×24月＝1,200千円に、入学準備金200千円、

就職準備金200千円の、合計1,600千円まで借り入れ可能です。

また、国家試験受験対策費用として1年度当たり40千円加算することが出来ます。

更に、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者や、前年度または当該年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者は、生活費加算を受けることができます。加算額は、生活保護制度における生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額ですが、申請時の年齢と居住地によって異なります。

◆返還免除◆

学生が、養成施設を卒業（資格取得）後、県内で5年以上、特定の介護業務に従事した場合は、貸付金の全額が返還免除されます。

なお、県外の社会福祉施設等での業務や、業務に従事した期間が5年未満の場合等は、貸し付けした全額又は一部を返還していただきます。

◆申請方法等◆

- ①養成施設の推薦が必要です。
- ②募集期間は、令和3年4月19日（月）から令和3年5月14日（金）（必着）まで
- ③貸付対象者は、選考会に諮り決定します。